

いでほしいと強く希望したという事情はあるものの、保証契約の成立に問題がないこと、自己破産が債務者の経済的更正を支援し生活再建を支える制度であること、そして生活保護が生活困窮者に対して必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、保証人に何ら請求することもなく自己破産手続後もAに対して納付書を送付し納付を促すことは、前記制度趣旨に反するものであり、望ましくない。

債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手続をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手続をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号，長崎県債権管理規程 12 条，15 条）。

【意見】

自己破産手続を取った債務者に対しては、履行延期の手続をとり、その後の収入状況に変化がないようであれば債務免除の手続を取ることが望ましい。

第 10 経営支援課

1 債権の概要

経営支援課が管理する債権は、次のとおりである。

- ① 中小企業対策資金貸付金債権
- ② 中小企業自立化促進資金貸付金債権
- ③ 中堅企業育成設備譲渡資金貸付金債権
- ④ 県制度資金に係る損失補償金の回収金債権
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金貸付金債権
- ⑥ 小規模企業者等設備貸与資金貸付金債権
- ⑦ 中小企業設備近代化資金貸付金債権
- ⑧ 中小企業高度化資金貸付金債権

このうち、平成 29 年度に収入未済が存在する債権は、⑦の中小企業設備近代化資金貸付債権と、⑧の中小企業高度化貸付金債権である。

(1) 貸付金制度の趣旨

ア 中小企業設備近代化資金制度

中小企業近代化資金等助成法に基づき、中小企業者の経営の合理化のための設備であって、中小企業の振興に著しく寄与すると認められるものの設置に必要な資金の貸付を行う制度であるが、中小企業設備近代化資金制度に基づく新規の貸付は平成 11 年度の法改正により終了している。

イ 中小企業高度化資金制度

中小企業高度化資金制度とは、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と都道府県が一体となって支援する制度である。

貸付の体系は、大きくは有利子貸付と無利子貸付に分けられ、貸付けの体系により、貸付金利、貸付割合などの貸付条件が決定し、貸付対象事業ごとに利用できる貸付の体系が分類されている。

長崎県においては、長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）が定められており、貸付規則 3 条 2 項に基づき、貸付対象者又は機構に対して金員を貸し付ける形態を取っている。

【根拠法令】

上記貸付規則のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法 15 条 1 項 3 号及び 4 号

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法、商法による。

2 収納状況

債権名 [中小企業設備近代化資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	38,846,990	7	8,000	1	6,938,000	3	31,900,990	4
	合計	38,846,990	7	8,000	1	6,938,000	3	31,900,990	4
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	31,900,990	4	1,658,000	3	0	0	30,242,990	2
	合計	31,900,990	4	1,658,000	3	0	0	30,242,990	2
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	30,242,990	2	20,000	1	0	0	30,222,990	2
	合計	30,242,990	2	20,000	1	0	0	30,222,990	2
債権名 [中小企業高度化資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	43,958,681	1	3,640,000	1	0	0	40,318,681	1
	過年度	862,197,780	6	59,000	2	124,754,390	3	737,384,390	3
	合計	906,156,461	6	3,699,000	2	124,754,390	3	777,703,071	3
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	777,703,071	3	1,220,000	1	0	0	776,483,071	3
	合計	777,703,071	3	1,220,000	1	0	0	776,483,071	3
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	776,483,071	3	2,140,000	1	0	0	774,343,071	3
	合計	776,483,071	3	2,140,000	1	0	0	774,343,071	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 5 件すべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 23 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全 5 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 2 件である。

(1) ケース 1

【債権の発生原因、概要】

債務者（法人、業態はパンの製造販売等）は、設備近代化資金として昭和 38 年 12 月に 1,500,000 円、昭和 39 年 11 月に 3,000,000 円の貸付を受けた。人的担保として、法人代表者 A、法人代表者の配偶者 B、法人代表者の知人 C が、それぞれ

れ連帯保証人となっている。物的担保はない。

債務者（法人）は昭和 40 年 10 月に操業停止。

昭和 43 年 3 月から、連帯保証人の一人である A が月額 3,000 円程度の償還を行い、平成 28 年 7 月に A が死亡した後は A の子どもである D が月額 2,000 円程度の償還を行っている。

【問題点①】

債務者（法人）に対する督促の手続きが遅い。

当該債権について、最初に調定されたのが昭和 40 年 9 月であるが、同年 10 月には債務者（法人）が操業を停止し、最初の督促の手続きが取られたのは昭和 41 年 12 月で、調定から 1 年以上経過した後に行われている。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令 171 条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第 2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令 171 条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、地方自治法施行令 171 条の規定による督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

しかし、当該債権については、昭和 40 年の償還が全くなかったにもかかわらず、同年中に令及び財務規則に定められた督促手続が取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

連帯保証人への督促の手続が遅い。

債務者（法人）は、二度目の貸付の翌年である昭和 40 年 10 月には操業を停止しているため、この時点で債務者（法人）からの回収はほぼ見込めない状況になったといえるが、連帯保証人の一人である C へ最初に連絡したのは、昭和 43 年 12 月になってからであり、この時点で、債務者（法人）の操業停止からは 3 年以上が経過している。

督促については前述したとおりであるが、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなけれ

ばならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

連帯保証人にいつ請求すべきかは、特に規定はないが、当該債権については債務者（法人）が操業停止していることから、債務者からの履行が見込めないのは明らかであり、その時点で連帯保証人への請求を検討してしかるべきである。

【指摘事項】

債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点③】

連帯保証人の相続人調査、相続放棄の確認等が十分に行われていない。

債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の 1 人である A は、平成 28 年に死亡している。A の死亡時の法定相続人は、現在償還をしている D を含め 2 名存在する。

当該債権は、金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和 29 年 4 月 8 日、最三小判昭和 30 年 5 月 31 日、最判平成 16 年 4 月 20 日等）。

したがって、A が死亡した場合、当該債権は法定相続人の相続分（本件では D の相続分は 2 分の 1）に応じて直接承継されると考えられる。

本ケースにおいて、D 以外の相続人が相続放棄をしている場合には、連帯保証人 A の債務は全て D が相続することになるが、仮に D 以外の相続人が相続放棄をしていない場合には、D は当該債務の 2 分の 1 のみを承継することになる。

しかし、本ケースでは、D 以外の相続人の相続放棄の確認が記載されておらず、D との間で、本来 D には法的に支払義務のないかもしれない残債務全額についての債務確認書を徴求している。

また、連帯保証人 C についても、昭和 50 年頃に死亡しているが、正確な死亡時を確認しておらず、平成 20 年度に住民票調査は行われているものの、相続人調査が不十分である。C に相続人が存在した場合には、その相続人からの回収可能性について検討すべきところ、相続人調査が行われていないため、回収可能性についても全く検討されておらず、人的担保として全く機能していない。

【指摘事項】

債務者や連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行うべきである。

【問題点④】

債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の一人であるAが、平成28年に亡くなり、平成29年にAの子どもであるDから債務確認書を取得し、返済計画書を作成したが、その返済計画書の作成名義が不明確である。

平成29年にDとの間で交わされた債務確認書は、5年ごとにDに支払われる生命保険を債務返済に当てることが記されたものとなっている。

しかし、かかる債務確認書の記載からは、債務の承認（民法147条）としては認められるものの、今後の分納条件を明確に記載したものと認められない。

また、返済計画書についても、債務確認書と一体である書類であることを示す割り印やDの署名、押印がなく、返済計画書の作成名義がDであると一見して明らかではない。

返済計画書等を作成しておくことは、債務者等との分納条件を明確にし、債務者等に分納を意識付けることにも繋がる。また、分納の期限どおりに履行されなかった場合には、速やかに催促等を行うことが債権回収の実効性を高める。

【指摘事項】

債務者や連帯保証人と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにした返済計画書等を作成すべきである。また、返済計画書等は、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で作成すべきである。

(2) ケース2**【債権の発生原因、概要】**

債務者（法人、業態は産業廃棄物処理業者。）は、設備近代化資金として平成10年9月に40,000,000円の貸し付けを受けた。貸付翌年は据え置き、その後毎年10,000,000円を支払う5年の償還計画で貸し付けられた。

人的担保として、法人代表者A、法人代表者の配偶者B、法人監査役のCが、それぞれ連帯保証人となっている。物的担保として、事務所工場の土地建物、住宅の土地建物等が存在する。

平成12年に10,000,000円を償還して以後、債務者及び連帯保証人からの償還はなく、平成18年、平成19年に担保物件競売による配当から約3,200,000円を回収した。

平成28年1月に、連帯保証人であるA及びBが消滅時効の援用を行っている。

【問題点①】

債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促の手續きが取られていない。

本ケースでは、平成12年6月に10,000,000円の償還があったものの、次の償還期限である平成13年6月には予定通りの償還を受けられず、その後は連帯保証

人であるAに対して電話催告などを行っているが、BやCに対する督促手続きが速やかに取られていない。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令 171 条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法 171 条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の2 第1号）。

しかし、本ケースにおいて督促手続きが取られたのは平成 19 年 10 月であり、債務者及び連帯保証人らに対して上記令及び財務規則に基づき速やかに督促手続きが取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続きを行うことは債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続きを行うべきである。

【問題点②】

当該債権について、時効中断の手续が取られておらず、消滅時効が完成している。

本ケースでは、平成 12 年に 10,000,000 円を償還して以後、債務者及び連帯保証人からの償還はなく、平成 18 年、平成 19 年に担保物件競売による配当から約 3,200,000 円を回収したのみで、その後償還等を行われていない。

主債務者との間では、平成 21 年 4 月に債務に関する残高確認書を取得しているが、その後、県として民法所定の時効中断の手續（民法 147 条）が取られていないことから、既に当該債権（主債務）は消滅時効が完成していると考えられる。

また、連帯保証人との関係では、Aとの間で平成 21 年 4 月に債務に関する残高確認書を取得しているが、平成 22 年 9 月以降、A及びBは電話連絡や文書での連絡、催告にも応じなくなり、A及びBの住所に直接訪問も行っているが面談できずに月日が経過し、残高確認書を取り交わしてから 5 年以上経過した平成 28 年 1 月 22 日に、A及びBから当該連帯保証債務について消滅時効の援用の意思表示を

受けた。

本ケースの時効管理として、連帯保証人A及びBに対する電話連絡や文書催告等を行っているものの、催告のみでは時効中断の効力は生じず（民法 153 条）、催告後 6 か月以内に裁判上の請求等を行わなければならない。このほか、債務者や連帯保証人らに対して民法所定の時効中断の手續（民法 147 条）が取られていないことから、当該債権（主債務）及び連帯保証債務について消滅時効が完成してしまったものである。

【指摘事項】

債権の消滅時効の管理として、時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手續を行うべきである。

第 11 雇用労働政策課

1 債権の概要

雇用労働政策課が管理する債権は、契約解除違約金債権である。

債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、商法による。

2 収納状況

債権名 [契約解除違約金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	合計								
平成29年度	現年								
	過年度	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	合計								

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 20 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 1 件の債権につき監査した結果、次のような管理上の問題が認められた。

【債権の発生原因・概要】

佐世保高等技術専門校は、A社との間で、平成 26 年 5 月 9 日から平成 27 年 3 月 31 日までを契約期間とし空調設備の保守点検業務につき委託契約を締結した。委託契約では、A社の責めに帰すべき事由により委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときには無催告解除ができる旨の条項があり、かかる解除がなされた場合には、A社は委託料の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならないこととなっていた。

委託契約を締結した後、A社は銀行の取引停止になるなど業務停止状態となったことから、佐世保高等技術専門校は、A社に対して平成26年12月9日に契約の解除を行った。

本件債権は、上記契約解除に基づく違約金債権である。

【問題点①】

債権管理簿の記載が不正確である。

債権管理簿によると、債権の名称を記載すべき名称欄には「認定訓練助成事業費補助金」と記載されている。

また、債権の発生日月日を記載する欄には、契約解除を行った「平成26年12月9日」の日付が記載されているが、一方で債権発生の状況を記載する欄には、本件債権の調定を行った「平成28年1月18日」の日付が記載されている。

本件債権は、委託契約に基づく違約金請求債権であり、「認定訓練助成事業費補助金」ではなく、本債権管理簿に記載されている内容は事実と異なっている。「債権の管理について」によれば、債権の名称は、発生年度及び債務者とともに、その債権が特定するよう具体的に記載することとされていることから、本件債権についても事実に基づく正確な記載がなされるべきである。

また、同じく「債権の管理について」によれば、債権発生状況を記載する欄については、修学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したものについて、その発生日月日ごとに内訳を記載するものとされていることから、本件のように調定状況を記載する欄とは異なると考えられる。

債権管理簿の記載内容は、債権を管理する上で基本となる情報を正格に整理し把握するために重要となることから、正確な記載を行う必要がある。

【指摘事項】

債権管理簿は、「債権の管理について」の定めに基づき、正確な記載を行うべきである。

【問題点②】

相続人調査が不十分である。

A社は、株式会社であるが、その実情は代表取締役が1名のみの株式会社であり、株式の100%を代表取締役が有しているが、その代表取締役は平成27年9月に亡くなっており、県担当者からの聴取では、平成28年8月頃に代表取締役の長男から、相続放棄を行った旨電話で聴取したとのことであり、相続人の全てが相続放棄したとの認識であった。

しかし、代表取締役の法定相続人について戸籍調査をしておらず、また、代表取締役の配偶者や子どもらに対して相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなど実際に相続放

棄がなされていることの確認もしていないのであるから、代表取締役の法定相続人全てが相続放棄し、本件では相続人が不在であると断定できる状態にはない。

本件の債権管理担当者は、法人の財産調査及び登記簿の確認等は行っているものの、本件は株式の 100%を亡くなった元代表取締役が保有していたことから、その株式を相続した相続人が存在するか否かを調査する必要がある。また、本債権は私債権であり、仮に本件においてこのまま債務の支払いを誰からも受けられず消滅時効期間が経過し、権利の放棄を検討すべき時期が来た場合、時効の援用権者の存否及びその時効援用の意思の確認をしなければならないことから、当該株式の相続人の調査が必要である。

【指摘事項】

相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な相続人の把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、相続放棄申述受理証明書などにより正確に確認すべきである。

第12 水産経営課

1 債権の概要

水産経営課が管理する債権は沿岸漁業改善資金の貸付金である。

(1) 貸与制度の趣旨

沿岸漁業改善資金の貸付制度とは、近代的な漁業技術の導入などを行おうとする沿岸漁業者に対し、県が無利子で貸付けを行い、これにより、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大等に資することを目的とする制度である（沿岸漁業改善資金助成法1条、同法5条1項）。貸付限度額及び償還期間は、資金の種類や内容などに応じて予め定められおり（同法施行規則1条ないし3条、同法施行令2条ないし4条）、貸付けを受けようとする者は、担保の提供又は連帯保証人を立てることを求められるが（同法6条1項）、長崎県においては連帯保証人を立てることが原則となっており、担保の提供は、連帯保証人を立てることができない場合に限られている（長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程5条1項、3項）。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [沿岸漁業改善資金 元金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	124,612,000	202	124,612,000	204	0	0	0	0
	過年度	8,845,000	6	278,000	11	0	0	8,567,000	5
	合計	133,457,000	208	124,890,000	215	0	0	8,567,000	5
平成28年度	現年	100,231,000	175	100,231,000	178	0	0	0	0
	過年度	8,567,000	5	118,305	13	0	0	8,448,695	5
	合計	108,798,000	180	100,349,305	191	0	0	8,448,695	5
平成29年度	現年	69,345,000	126	68,674,617	131	0	0	670,383	2
	過年度	8,448,695	5	48,000	12	0	0	8,400,695	5
	合計	77,793,695	131	68,722,617	143	0	0	9,071,078	7
債権名 [沿岸漁業改善資金 違約金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	38,254	14	38,254	14	0	0	0	0
	過年度	479,523	2	41,445	1	0	0	438,078	1
	合計	517,777	16	79,699	15	0	0	438,078	1
平成28年度	現年	37,130	18	37,130	18	0	0	0	0
	過年度	438,078	1	0	0	0	0	438,078	1
	合計	475,208	19	37,130	18	0	0	438,078	1
平成29年度	現年	48,502	14	48,502	14	0	0	0	0
	過年度	438,078	1	0	0	0	0	438,078	1
	合計	486,580	15	48,502	14	0	0	438,078	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 8 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 8 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 6 件である。

(1) ケース 1

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 56 年 3 月 26 日、沿岸漁業改善資金として、2,325,000 円の貸付けを受けたが、漁業不振によって、昭和 60 年 3 月 10 日、昭和 61 年 3 月 10 日をそれぞれ償還期限とする債務について返済ができなくなり、同月 30 日に死亡した。

【問題点①】

当該債権については、債務者死亡後の昭和 61 年 5 月、同人の相続人（債務者の子）C に対して督促状を発し、その後も繰り返し督促状を発しているが、C は、平成 9 年 5 月に 48,000 円を弁済した後は、平成 15 年 9 月、平成 16 年 8 月に各 5,000 円、平成 17 年 9 月に 2,000 円を弁済したのみで、平成 26 年ごろには行方不明になっている。当該債権については、連帯保証人 A と B がおり、連帯保証人 B が平成 12 年 7 月に死亡していたことが平成 27 年 2 月になって判明し、同年 8 月には、連帯保証人 A も死亡していることが判明したが、同人らに対する催告等は、平成 27 年 2 月 3 日までなされていなかった。

地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令 171 条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。C が上記の弁済しかできていないことに照らせば、本ケースにおいても、連帯保証人らに対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。債務者による長期間滞納が続き、延滞金等が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成 20 年 2 月 21 日判決）。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点②】

当該債権については、債務者死亡後の昭和61年5月、Cに対して、債務全額を請求する督促状を発している。しかしながら、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）が、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人がCのみであるかどうかや、Cが相続した債務の金額が明らかではない。例えば、配偶者や子など相続人の1人が判明したとしても、全ての相続人を明らかにして、各相続人が相続する債務額を明らかにする必要がある。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点③】

平成15年9月9日に債務者の相続人の妻Dより、債務承認書が提出され、その後は同人と面談を行っている。しかしながら、Dには債務を弁済する法的義務がないため、DがCの債務を承認したのみでは、Dに法的な弁済義務は生じない。

もっとも、Dが、Cの債務の承認を超えて、自らが債務者となってCの債務を任意に弁済する旨を述べた場合には、その旨の契約を結び書面を取り交わすことで、Dを債務者とすることができる。

【見解】

債務を負っていない者であれば、その者が同居の配偶者、子などの親族であっても、債務承認によって債務を負担することはないため、Dを債務者とするのであれば、Dに対して、自らが債務者として債務を弁済する旨の契約を結び書面を提出させることが考えられる。

(2) ケース2**【債権の発生原因等】**

債務者は、昭和57年1月20日、沿岸漁業改善資金として、4,000,000円の貸付けを受けた。しかしながら、漁業不振によって滞納が生じるようになり、債務者は、その後平成3年には破産の免責許可決定を受け、平成14年10月に死亡した。

【問題点④】

県は、昭和60年3月7日に督促状を発し、これにより時効は中断されたものの、その後、弁済がないまま、債務者は、平成3年に破産の免責許可決定を受け、10年の消滅時効期間は経過している。

長崎県においては、消滅時効期間が経過した私法上の債権で援用の意思が確認できないケースでは、債務者が所在不明で財産がない場合、又は破産の免責許可を受けた場合などは、地方自治法 96 条 1 項 10 号に規定する権利の放棄に係る議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」）。

本ケースでは、上記権利の放棄に係る議決を求める要件は充足しているといえる。

【意見】

本ケースにおいては、連帯保証人からも債務の弁済が期待できない場合には、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。

【問題点⑤】

当該債権は、昭和 59 年 12 月 20 日を償還期限とする分から滞納が発生し、連帯保証人への督促は、昭和 61 年 5 月 1 日、同年 11 月 5 日になされているが、その後は、債務者の破産免責許可の決定日（平成 3 年 1 月 7 日）の約 1 年 2 か月後（平成 4 年 3 月）までなされておらず、償還期限からは既に 7 年以上が経過している。

ケース 1 の問題点①で述べたとおり、地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法施行令 171 条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされているため（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）、本ケースにおいても、債務者の破産申立て以前に、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。

本ケースでは、平成 4 年 3 月に督促を受けた連帯保証人 A は、保証契約の成立を否認している。保証契約日は昭和 57 年 1 月 20 日であり、連帯保証人 A が督促状を受領した時点では、既に 10 年以上経過しているため、連帯保証人に対する督促等が速やかに行われなかった場合には、保証否認がなされることは容易に想定し得ることである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点⑥】

平成 4 年 3 月に連帯保証人らに督促状を発したことで、連帯保証契約については時効中断の効力が発生したといえるが（地方自治法 236 条 4 項）、その後も面談を行うのみで、10 年の時効期間は経過し、面談は時効期間経過後も繰り返し行われている。本ケースでは、連帯保証人からの回収の見込みは乏しく、連帯保証人 A については、当初から、保証契約の成立さえも否認していること、時効援用の意思表示がなされれば債務が消滅することを考慮すれば、面談を繰り返すなどのコストをか

けてまで、債権を管理し続ける実益は乏しいと言える。

【意見】

問題点④でも述べたように、本ケースでは、連帯保証人についても、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。

【問題点⑦】

連帯保証人Bは、時効期間経過後の平成28年12月に死亡し、相続人調査の結果、法定相続人は妻と3名の子（長女、二女及び三女）であることが明らかとなった。妻と長女は相続放棄を行ったことを確認したが、二女と三女の相続放棄の有無については、確認がなされていない。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、法定相続人を明らかにするとともに、相続放棄の有無を確認することによって、相続によって債務を負担する者及び各人が負担する債務額を明らかにすべきである。

(3) ケース3

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和57年10月20日、沿岸漁業改善資金として、3,150,000円の貸付けを受けた。しかしながら、漁業不振によって、昭和61年9月を償還期限とする債務から滞納が生じるようになった。

【問題点⑧】

債務者は、平成9年12月22日、残債務824,000円について、平成10年2月より毎月20,000円を分納する旨申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。

本ケースにおける分納の承認は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」）。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。

【問題点⑨】

県は、連帯保証人Aに対し、主債務者との関係性や粗暴性を理由にして、督促を行っていない。しかしながら、連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等に関わらず行わなければならない。

【指摘事項】

連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等にかかわらず、画一的に行うべきである。

【問題点⑩】

連帯保証人Bは平成 11 年2月に死亡しているが、相続人調査を行っていないため、相続によって債務を負担する者が明らかにされていない。平成 11 年当時は、債務者によって一部の弁済がなされていた時期であるが、債務者による債務の一部弁済がなされていることは、相続人調査を行わない理由にはならない。

【指摘事項】

債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、死亡時に分納がなされているか否かにかかわらず、速やかに相続人調査を行うべきである。

(4) ケース4

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 58 年 10 月 25 日、沿岸漁業改善資金として、962,000 円の貸付けを受けた。しかしながら、業績不振によって、昭和 61 年 9 月を償還期限とする債務から滞納が生じるようになった。

【問題点⑪】

債務者は、平成 2 年 8 月 23 日、平成 8 年 2 月 22 日、平成 17 年 7 月 22 日、平成 25 年 3 月 12 日、平成 26 年 12 月 17 日、平成 27 年 10 月 29 日に、それぞれ償還の確約書ないし償還誓約書に署名、捺印をしているが、償還計画に従った弁済はなされていない。連帯保証人Aとは平成 5 年、平成 10 年及び平成 22 年に面談を実施したが、催告は行っておらず、また、連帯保証人Bについては、関西へ転居していたため面談を実施しておらず、債務者との間で分割弁済の合意が成立しているという

理由で、催告も行っていない。

【指摘事項】

ケース1の問題点①で述べたとおり、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」によれば、地方公共団体は、債務者より償還誓約書が提出されずかつ債務者による償還金の延滞期間が6か月を超える場合、又は債務者が提出した償還誓約書による償還が履行されない期間が3か月を超える場合には、連帯保証人に対して、書面により弁済請求を行い、その後、3か月を超えて弁済がない場合には、催告を行うとされているため(第2・2(4)・2)、本ケースのように、債務者より償還計画に従った弁済がなされない場合、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。

また、連帯保証人が2名いる場合であっても、連帯保証人ごとに対応を変えるべきではなく、上記弁済請求や催告は、連帯保証人A、Bのいずれに対しても、同様に行うべきである。

さらに、債務者が分納を誓約していたとしても、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」が定める事情が発生している場合には、連帯保証人に対して、弁済請求や催告を行うべきである。

なお、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もあることは、ケース1の問題点①で述べたとおりである。

【指摘事項】

本ケースでは、債務者に合計6通の償還の確約書ないし償還誓約書を提出させて月額3,000円ないし2,000円での弁済を認めている。ケース3の問題点⑧で述べたとおり、履行延期の特約が厳格な要件のもとに認められていることに照らせば、法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「債権管理規程の運用に係る基本的な考え方」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。

(5) ケース5

【債権の発生原因等】

債務者は、平成14年3月29日、沿岸漁業改善資金として、5,874,000円の貸付けを受けた。しかしながら、病気により漁業を廃業し、精神疾患で就労もできなくなったため、生活保護費を受給しながら生活をしている。平成20年11月4日以降弁済がなくなったが、平成28年2月以降は生活保護費から4,000円程度の弁済を続けている。

【問題点⑫】

債務者は、生活保護費から毎月 4,000 円の弁済を続けており、平成 30 年 8 月 20 日時点の債務額は 3,859,695 円である。

【意見】

債務者が毎月 4,000 円の弁済を続けた場合、完済には約 46 か月を要することになるが、生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号、同条の 7、長崎県債権管理規程 12 条、15 条）。

(6) ケース 6

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 18 年 1 月 31 日、沿岸漁業改善資金として、855,000 円の貸付けを受けた。しかしながら、養殖事業等の不振から、滞納が生じるようになった。平成 26 年 3 月 10 日に連帯保証人による残元金の一括弁済を受けたため、現在は、債務者より確定した違約金の分納を受けている。

【問題点⑬】

連帯保証人は残元金を一括で弁済したため、県としては、元金を超える弁済まで求めることには躊躇があり、残元金弁済後の違約金請求までは行っていない。もっとも、連帯保証を外してはいたないため、連帯保証人は、違約金について、未だに債務を負担している状況である。

【見解】

連帯保証人に対して債務の弁済を求めるに際しては、「元金の弁済があれば連帯保証人に対する違約金を放棄ないし免除して、連帯保証を外すこと」を交渉材料として用いることが有益である。本ケースでは、そのような交渉材料を用いることなく、連帯保証人による残元金の一括弁済がなされたが、連帯保証人に対する請求の局面では、残元金を一括で支払えば、連帯保証を外す旨を告げて交渉を行うことも考えられるし、また、残元金の一括支払いがなされたときは、長崎県債権管理規程 15 条にしたがって違約金を免除することも考えられる。

連帯保証人に対し、元金が完済された際には、それ以上の違約金等の請求まで行わない方針だったのであれば、その時点で違約金免除の手續きを執るなど、債権の整理も行うのが望ましい。

第 13 漁港漁場課

1 債権の概要

漁港漁場課が管理する債権は、

- ・ 漁港施設使用料
- ・ 漁港施設使用料相当額返還債権
- ・ 沈没船引揚げ費用

である。

債権の性質

漁港施設使用料は非強制徴収公債権、それ以外は私債権である。

消滅時効の期間や起算点は、非強制徴収公債権については地方自治法、私債権については民法による。

2 収納状況

債権名 [漁港施設使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,369,174	6	52,027	2	0	0	1,317,147	4
	合計	1,369,174	6	52,027	2	0	0	1,317,147	4
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,317,147	4	48,300	1	0	0	1,268,847	3
	合計	1,317,147	4	48,300	1	0	0	1,268,847	3
平成29年度	現年	463,362	2	70,000	1	0	0	393,362	2
	過年度	1,268,847	3	0	0	22,882	2	1,245,965	1
	合計	1,732,209	5	70,000	1	22,882	2	1,639,327	3

債権名 [漁港施設使用料相当額返還債権, 沈没船引揚げ費用]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	344,000	2	20,000	1	0	0	324,000	2
	過年度	3,369,800	6	20,000	1	0	0	3,349,800	5
	合計	3,713,800	8	40,000	2	0	0	3,673,800	7
平成28年度	現年	49,000	1	9,000	1	0	0	40,000	1
	過年度	3,673,800	7	71,332	2	0	0	3,602,468	6
	合計	3,722,800	8	80,332	3	0	0	3,642,468	7
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	3,642,468	7	170,328	3	327,400	3	3,144,740	3
	合計	3,642,468	7	170,328	3	327,400	3	3,144,740	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 6 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 6 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 1 件である。

【債権の発生原因・概要】

A は、県が管理する複数の漁港に廃船を放置し、そのうち一部の廃船は沈没した。沈没した廃船を放置すれば漁港の安全が図れないことから、県は漁港管理者の管理行為として、A に代行して放置廃船の引揚げを行った。

【問題点①】

本件においては、速やかに行政代執行の可否について検討することが望ましい。

本件債権は、放置廃船の一部が沈没したことから、県がその引揚げを行い、かかる費用を A に支払うよう求めるものである。

県は、放置廃船の引揚げを行うにあたり、平成 14 年 1 月に行政代執行手続きを行うか否かの検討を行っているが、実施までに相当の時間を要することから行政代執行を行わないこととし、A との間で、当該作業を県が任意に代行することに同意しその費用を支払う旨の代行誓約書を取り交わしている。本件債権が私債権として取り扱われているのもこのためである。

しかし、長崎県漁港管理条例 5 条によれば、知事は、漁港の区域内の秩序の維持のため、特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留をする船舶、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶に対して移動を命ずることができる、と定められており、本件においてはかかる条例に基づき行政代執行法に基づく行政代執行（2 条）も可能であったと考えられる。

また、行政代執行の手続きを取る場合に相当程度の期間を要するのは県担当者らが検討したとおりであるが、本件で放置廃船が引き揚げられたのは平成 14 年 5 月の下旬であり、沈没してから約半年が経過しているのであるから、行政代執行の手続きであっても遂行し得た期間に相当する。

行政代執行法 6 条により、代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により徴収することができることとされていることから、本件においても行政代執行として引揚げが行われていれば、強制徴収公債権として徴収が可能であったものと思われる。

いかなる手続を採るかにより財産調査の権限や徴収権限の強度が異なることから、手

続き選択の際には、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討すべきである。

【意見】

法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続を行うか否かを、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

【問題点②】

分割納付を認めているが、知事の承認を受けていない。

本件においては、平成17年3月から現在まで分割納付が行われているが、債権管理簿上分割納付につき知事の承認を受けた旨の記載がない。

債権管理規程12条2項によれば、履行延期の特約又は処分をしようとするときには知事の承認を受けなければならない。また、「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。

本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、前述したとおり本件は行政代執行の実施も念頭に置くべき事案であり、安易な分割納付は避けるべきである。

【指摘事項】

履行延期の特約又は処分については原則として知事の承認が必要であり、安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきである。

【問題点③】

分割納付の判断の際に、基本的な財産調査を行っていない。

県担当者によれば、本件においては平成20年にAの財産調査を行ったとされているが、債権管理簿からはいかなる財産調査を行ったかが不明である。

「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、地方自治法等に基づき分割納付の判断を行う際には、金融機関に対する取引状況の照会等の財産調査（任意調査）を行うこととされている。また、財産状況の把握のため、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出を求めることとされている。さらに、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。

本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、分割納付の金額が1年間で1,000円や5,000円といった年があるほど、全体の債権額に比して極めて少額の分割納付がなされている。にもかかわらず、分割納付にあたり、Aからの聴取のほか、課税証明書や源泉徴収票、確定申告書等本人の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めたりした事情はなく、少なくとも債権管理簿の記載からは財産調査の実施状況等は把握でき

ない。

【指摘事項】

安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、また「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

第 14 農業経営課

1 債権の概要

農業経営課が管理する収入未済の債権は、農業改良資金貸付金である。

(1) 制度の趣旨

農業改良資金制度は、農業改良資金助成法に基づき、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するために、農業者等に対する技術導入資金の貸付を行う都道府県に対して国が必要な助成を行う制度であり、地方自治体が農業者等に対して無利子での資金貸付を行うものである。

なお、根拠法令である農業改良資金助成法については、平成 22 年の改正により農業改良資金融通法に改められている。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [農業改良資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	24,024,835	5	70,299	3	0	0	23,954,536	5
	過年度	46,077,968	22	11,030,671	16	9,366,712	1	25,680,585	15
	合計	70,102,803	27	11,100,970	19	9,366,712	1	49,635,121	20
平成28年度	現年	7,391,436	1	203,331	1	0	0	7,188,105	1
	過年度	49,595,121	20	5,148,628	11	0	0	44,446,493	19
	合計	56,986,557	21	5,351,959	12	0	0	51,634,598	20
平成29年度	現年	2,866,903	1	20,000	1	0	0	2,846,903	1
	過年度	51,624,598	19	2,368,776	10	0	0	49,255,822	18
	合計	54,491,501	20	2,388,776	11	0	0	52,102,725	19

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 19 件の債権のうち 10 件について、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

抽出した 10 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 2 件である。

なお、債権管理全体に係る管理上の問題点も存在したことから、個別の債権管理上の問題点の指摘等を行う前に、全体としての問題点の指摘等を行うこととする。

(1) 全体の問題点

【問題点】

債権管理簿について、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載がなされていない。

多くの債権管理簿で、貸付合計金額の記載や、「債務の履行の方法」欄に記載すべき履行期限、償還金額の記載がなかった。これらは特に時効管理の観点から重要な記載事項である。

さらに、多くの債権管理簿の「備考」欄に、保証人や相続人に文書催告等をした旨の記載がなされているが、単に「保証人」「相続人」と記載されているため、複数の保証人や相続人が存在するケースにおいて誰に催告等をしているのか特定できない。かかる記載も、時効管理の重要なものであり、催告等を行った相手を個別具体的に記載すべきである。

【指摘事項】

債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載をすべきである。

(2) ケース 1

【債権の発生原因，概要】

平成 8 年に、特定地域新部門導入資金として A に農業改良資金貸付制度に基づく貸付を行った。

保証人 B 及び C は、A と同様に農業者であり農業改良資金貸付制度に基づく貸付を受けている。

A が平成 20 年に死亡し、相続人のうち相続放棄を行わなかった A の子どもである D が分納をしている。

【問題点①】

債務者及び保証人に対する督促の手続きが取られていない。

本ケースでは、平成 28 年 10 月に分納を受けた後、A を相続した D や保証人である B 及び C から返済を受けていない。平成 30 年 5 月には、D より償還計画書の提出を受けており、その内容は同月末より月額 1 万円の分納となっているものの、その後、計画通りの分納はなされていない。

この場合、私法上の債権については、地方自治法施行令 171 条に基づき督促を行うものであるところ（「債権の管理について」第 2・1・ア），地方公共団体は債